

## 役員及び評議員の報酬等の支給基準

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人微生物化学研究会（以下「本会」という。）の定款第17条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について定める。

### (定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第28条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (4) 非常勤とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、期末手当、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本会は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

### (評議員に対する報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席した場合の報酬として、1日あたり2万円を支給することができる。

### (理事に対する報酬等)

第5条 常勤理事に対する報酬は、評議員会で定めた総額の範囲内で、次の報酬額を支給することができる。

- (1) 常勤理事（理事のうち本会を主たる勤務場所とする者で、使用人を兼務する理事は除く）については、理事会の承認を得て、理事長が別表<常勤理事の俸給表>により、各理事それぞれについて決めた報酬月額。  
なお、使用人を兼務する理事の報酬月額は、本会の職員を対象とする賃金規程を適用する。
- (2) 前号の常勤理事に対し、本会の職員を対象とする賃金規程に準じて、それぞれに決めた報酬月額に基づいて算定した期末手当相当額を支給することができる。

- 1) 常勤理事に対する期末手当相当額の計算式は下記の通りである。  
〔報酬月額+ (報酬月額×役職加算割合)〕 ×年間支給割合× {(勤務日数割合 - 欠勤数) ÷365 日又はうるう年は 366 日}
  - 2) 役職加算割合は、代表理事 25%、役付業務執行理事 20%、業務執行理事 15%
  - 3) 年間支給割合は、前年度の国家公務員の指定職の期末特別手当の支給割合に基づき、理事長が理事会の承認を得て決定する。  
国家公務員の指定職の期末特別手当の支給割合は別紙参照
  - 4) 勤務日数割合は1年(365日又はうるう年は366日)とする。
  - 5) 欠勤数は、休暇届を提出せず無断欠勤した日や、年次有給休暇数を超えて休暇を取得した日及び病気休暇を取得した日とする。
  - 5) なお、使用人を兼務する理事の期末手当は、本会の職員を対象とする賃金規程を適用する。
- 2 非常勤理事は無報酬とする。
  - 3 第1項の報酬のほか、常勤理事を対象に本会の職員を対象とする賃金規程に準じて、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(監事に対する報酬)

第6条 監事については、監事監査、理事会出席及び評議員会出席に対する報酬として1日あたり2万円を支給することができる。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤理事が円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した場合に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払う。

なお、使用人を兼務する理事の退職金は、本会の職員の退職金として職員の退職金規程を適用する。

- 2 常勤理事の退職慰労金の額は、「別紙」により算定した額に基づいて、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第8条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 常勤理事の定例報酬月額は、毎月一定の時期に支給する。
- 4 常勤理事の期末手当は、年1回6月に支給する。

5 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会の出席等、必要の都度、支給する。

(費用)

第9条 本会は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表する。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年3月11日評議員会決議)

別表<常勤理事の俸給表> (単位：円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	525,000	11	775,000	21	1,025,000
2	550,000	12	800,000	22	1,050,000
3	575,000	13	825,000	23	1,075,000
4	600,000	14	850,000	24	1,100,000
5	625,000	15	875,000	25	1,125,000
6	650,000	16	900,000	26	1,150,000
7	675,000	17	925,000	27	1,175,000
8	700,000	18	950,000	28	1,200,000
9	725,000	19	975,000	29	1,225,000
10	750,000	20	1,000,000	30	1,250,000